

一般社団法人 日本トライボロジー学会細則

第1章 事務所

第1条 この法人は事務所を東京都港区芝公園3丁目5番8号機械振興会館内におく。

第2章 会員

第2条 本会に入会する者は、定款第3条に掲げる目的並びに別に定める倫理規程に賛同する者とする。

2 正会員、学生会員及び公共会員の入会を承認したときは、会長からその旨通知する。

第3条 維持会員の入会を決定したときは、会長からその旨通知する。

第4条 会員は規定の期日内に会費を納入しなければならない。この法人は会員に対し、各年度開始前の3月までに会費納入通知を発送し、会員は直ちに会費

(会誌の購読料はこれに含める)を納入するものとする。ただし、公共会員は会費を後納することができる。また、会員が海外赴任、産前産後休業や育児休業の取得等で学会活動ができない場合は、その事由が発生した翌年度から事由が終了する年度の期間を休会とすることができる。休会期間中、会費は免除される。休会を希望する会員は会長に休会願いを提出し理事会の承認を得ることとする。学生会員は大学学部、大学院、短大、

高専、高校に在学中の学生に適用される。正会員から学生会員へ資格変更を希望する場合は会長に資格変更願いを提出し理事会の承認を得ることとする。

第5条 入会金及び会費は、つぎのとおりとする。

会員の種別	入会金	会費年額
正会員	500円	9,600円
学生会員	500円	3,500円
維持会員	S級	600,000円
	A級	480,000円
	B級	不要
	C級	360,000円
	D級	280,000円
E級	200,000円	
公共会員	不要	21,600円
名誉会員		不要

第6条 維持会員がその代表者を変更したときは、直ちにその旨をこの法人に通知しなければならない。

第7条 会員は別に定める投稿の決まりに従って会誌に投稿することができる。

第8条 会員は会誌の配布及びこの法人で刊行する図書の優先的配布を受ける。また、会員(公共会員を除く)はこの法人の施行する行事に参加することができる。

第3章 役員選挙

第9条 役員選挙は別に定める日本トラ

イボロジー学会役員選挙規程によりこれを行なう。

第10条 理事または監事に欠員が生じたときは補充選挙を行う。ただし、理事会で会務執行に差し支えないと認めるときは、補充選挙を行わなくてもよい。補選された理事又は監事の任期は前任者の残存期間とする。補充選挙は本細則第9条に従って行い、その結果は会誌上に報告する。

第4章 評議委員

第11条 この法人に30名以上40名以下の評議委員をおく。

- 2 会長は、理事会の承認を得て評議委員を委嘱する。
- 3 評議委員の任期は定時社員総会から次の定時社員総会までとする。
- 4 評議委員は会長の諮問に応ずる。

第5章 事務局及び職員

第12条 この法人に事務局をおく。

- 2 事務局に職員をおく。職員は理事会の議決を経て会長が任免する。
- 3 職員の就業及び給与は別に定める職員就業規則及び給与規程による。

第6章 会務の分担

第13条 この法人の委員会業務は理事が分担執行する。

第14条 常務理事は次の事項を分担する。

- (1) 登記に関する事項
- (2) 渉外に関する事項

- (3) 企画に関する事項
- (4) 職員人事に関する事項
- (5) 理事会に関する事項

第7章 委員会

第15条 この法人に次条に記載する委員会を常置する。

第16条 常置する委員会の種別は次のとおりとする。

- (1) 運営委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 編集・出版委員会
- (4) 校閲委員会
- (5) トライボロジー会議実行委員会
- (6) 教育講習委員会
- (7) 研究委員会
- (8) 増強・広報情報委員会
- (9) 表彰委員会
- (10) 選挙管理委員会
- (11) 倫理委員会
- (12) 国際企画委員会

第17条 委員会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。委員の任期は1年とする。ただし、重任を妨げない。

- 2 委員会の委員長は理事が当たり会長が委嘱する。

第18条 運営委員会は理事会の業務を補佐し、次の業務を担当する。

- (1) 学会運営に関する事項
- (2) 行事・集会に関する事項
- (3) 議案及び報告に関する事項
- (4) 会員名簿に関する事項
- (5) その他庶務に関する事項

第19条 財務委員会は予算、決算その他会計業務の運営並びに長期財務計画

の立案に当たる。また、次の業務を担当する。

- (1) 会費及び購読料の徴収に関する事項
- (2) 会員の入退会に関する事項
- (3) 現金の出納及び保管に関する事項
- (4) 予算及び決算書類の作成に関する事項
- (5) 物品の購入及び売却に関する事項
- (6) 会計帳簿及び証書類の整理に関する事項
- (7) 図書を除く物品の保管に関する事項
- (8) その他会計に関する事項

第20条 編集・出版委員会は会誌（電子図書を含む）の編集及び会誌に掲載する依頼原稿の審査に関する業務を行う。また、次の業務を担当する。

- (1) 会誌及び図書等刊行物の発行に関する事項
- (2) 原稿の整理及び保管に関する事項
- (3) その他編集に関する事項

第21条 校閲委員会は会誌（電子会誌、英文オンラインジャーナルを含む）に掲載する論文・寄書の審査、及び論文の編集発行に関する企画と運営に関する業務を行う。

第22条 トライボロジー会議実行委員会はトライボロジー会議の企画、運営を行う。

第23条 教育講習委員会は講習会、講演会講座、トライボロジースーパーバイザー事業等の企画、運営を行う。

第24条 研究委員会は第8章に定める研究会に関する推進業務に当たる。

第25条 増強・広報情報委員会は会員の増強、学会の広報活動業務を行う。また、次の業務を担当する。

- (1) 会員の増強計画・サービス企画と実行に関する事項
- (2) この法人の広報活動と情報の開示や情報化業務の企画、遂行に関する事項

第26条 表彰委員会は別に定める表彰規程に基づき、第10章に定める表彰業務を行う。

第27条 選挙管理委員会は別に定める役員選挙規程に基づき、選挙管理業務を行う。

第28条 倫理委員会は倫理規程の周知、啓発、運用等に関する活動、審議を行う。

- 2 委員長は副会長が当たり、会務の推進に当たる。

第29条 国際企画委員会は国際関連の企画や渉外業務、国際事業に関する会務の推進に当たる。

第30条 この法人は必要に応じて細則に規定する以外の委員会を臨時に設けることができる。臨時委員会の委員長及び委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第8章 特命委員

第31条 この法人の運営を円滑に行うため特命委員をおくことができる。特命委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。任期は1年とする。

- 2 特命委員は担当業務を明示する肩書をつけて称し、その業務を複数年にわたり重任して推進することができる。

- 3 委員会関連特命委員は該当委員会に関連する相互の業務も検討する

ことができ、会長へ報告することができる。

第9章 研究会

第32条 この法人は学術上の問題について調査・研究を行うため、研究会を設けることができる。研究会の委員は理事会の承認を得て会長が委嘱する。研究会の運営については別に定める。

第10章 表彰

第33条 この法人は研究、教育、指導、普及、学会運営などの活動により、日本のトライボロジー及び本会の発展に寄与した業績に関して顕著な実績をあげた者を、理事会の議決を経て表彰することができる。

第34条 表彰に関して必要な事項は別に定める表彰規程による。

第11章 総会及び講演会その他

第35条 この法人は毎年1回総会を開き講演会を行うほか、必要に応じて各地において研究発表会・討論会・講演会・講習会・見学会などを行うことができる。

第12章 刊行物

第36条 この法人は別に定める刊行物発行内規に基づく刊行物を発行する。

第13章 寄付の受領

第37条 寄付金品は、理事会の議決を経てこれを受領する。

第14章 報酬

第38条 会長が必要と認めたときは、理事会の議決を経て報酬や謝礼を支払うことができる。

第15章 規則の変更

第39条 本細則は理事会の議決を経てこれを変更することができる。

(改定記録)

1999年4月20日理事会改定

2002年4月23日理事会改定

2003年5月13日通常総会改定

2005年5月30日通常総会改定

2007年5月29日通常総会改定

2009年5月19日通常総会改定

2012年2月24日理事会改定

2012年4月1日一般社団法人移行後適用

2012年11月30日理事会改定(2013年4月1日施行)

2013年3月22日理事会改定・・・第12章特定費用準備資金の運用を削除

2014年3月28日理事会改定・・・トライボロジー懇談会委員会を教育講習委員会へ統合

2015年2月27日理事会改定・・・編集・出版委員会の統合, 増強・広報情報委員会の統合

2017年3月30日理事会改定・・・第2条追加. 庶務理事, 会計理事, 編集理事の名称を廃止.

委員会の業務の明確化. 委員会の委員長は理事とする. 英文オンライン
ジャーナル編集委員会を校閲委員会へ統合する. ISO 資格制度委員会を
廃止する. 第8章特命委員を新設.

2017年6月28日理事会改定・・・第21条修正. 論文の編集発行に関する企画と運営に関する校閲委員会業務を追記.

2017年12月22日理事会改定・・・第4条の休会事由を追記, 休会扱いの期間を明記.